

藤元議員 それでは、3点について質問させていただきます。最初に防災・減災対策についてであります。「天災は忘れた頃にやってくる」という言葉があります。天災直後の緊張感や心構えを忘れることをいましめる言葉ですが、忘れるどころか、1995年、阪神淡路大震災、2001年、芸予地震、2003年、十勝沖地震、2004年、新潟中越地震、2008年、岩手・宮城内陸地震、2011年、東日本大震災、そして熊本地震と大災害が続き、東日本大震災では、原発事故もあり5年が経った今でも17万人を超す人達が避難生活をされています。また、熊本地震におきましても、地震発生から2か月、6月13日現在、145箇所、6431人がいまなお避難生活を余儀なくされている状況であります。我々、牟岐町の住民にとって関心を持たざるを得ないのは南海トラフにおける巨大地震であり、それにとまなう巨大津波です。南海トラフにおけるマグネチュード8～9クラスの地震が起こる確率は今後30年以内では70%程度、50年以内では90%程度とされています。また、南海トラフでの平均地震発生期間は88.2年と言われており、1946年の南海地震から70年経過している今日、その発生が心配されます。さらに今回の熊本地震の発生は、中央構造線断層における地震発生の可能性が指摘されることになり、県においても被害想定を策定する方針です。さて、現在の科学をもってしても地震がいつ起こるか予測することは不可能な今日、我々が出来ることは、地震発生後、予想される被害を最小限に食い止めるため、行政はもちろん個人としても、今のうちに出来る事はしっかり準備しておくことです。そこでお伺いいたします。この避難道、避難場所の整備については今までも議論され、随時整備されてきたところですが、地震発生直後、どれだけの方が安全に避難することが出来るかということに影響することであり大変重要なことです。現在の到達点、今後の課題・予定についてお伺いします。つぎに、避難した後の対策ということになりますが、備蓄食料などの確保状況についてお伺いします。都会に比べればある程度の食料を備蓄している農家が近くにあり、水についても確保しやすい環境にあると思いますが、予想される被害が大きく広範囲になるため、救援物資はスムーズに届かないことを前提に対策を考えておいた方が良いのではないのでしょうか。そのため一定の食料の備蓄はどうしても必要です。これについても随時備蓄を増やしてきたと思いますが、現時点で何人が何日間生きていけるだけの食料を備蓄しているのか、また、今後の計画をお伺いします。つぎに、我々が立ち向かおうとしているのは巨大地震であり巨大津波です。平成26年3月に作成し町民のみなさんに配布した牟岐町津波避難マップでは南海トラフ沿いで最大規模マグネチュード9.1の地震が発生した場合、牟岐町では6強から7の震度。そして、9.8mの津波が押し寄せてくることを想定し、緊急避難場所、津波避難ビルを表示しています。ただ、実際はどの程度の地震、津波が来るのかは誰にもわかりません。

推定より大きいかもしれませんし小さいかもしれません。しかし、海岸ぶちの海抜の低いところに多くの家屋が密集しているというのが牟岐町の地理的特徴です。例えば推定の半分の規模の地震津波であったとしても家屋が大きな被害を受けることは間違いないと思います。この役場の屋上から観える範囲の大部分の家屋は津波の被害を受けると考えて間違いはないのではないのでしょうか。そこで伺いをします。津波マップでは浸水地域の表示もありますが、備蓄食料、仮設住宅の建設戸数とも関係するので伺いするわけですが、本町が推定している地震津波があった場合、倒壊家屋、浸水家屋数はいくらと考えているのか伺います。つぎに、これも避難した後の対策ということになりますが、阪神淡路大震災や東日本大震災、そして熊本地震もそうでしたが、災害直後、何処でも問題になるのが大量の瓦礫の処理をどうするかということです。災害後のことです。ですから、良い仮置き場があったとしても役場職員自身が被災者になる場合が当然ありますし、土地の所有者が死亡していたり不明であったりしてなかなか話が前に進まないということがあります。また、住居が破壊、流失した場合、住居の確保をどうするかということについても行政の大きな課題になります。子どもや親戚の所、賃貸住宅などに移住する方もおいでだと思いますが、牟岐町の場合、予想される地震津波の規模からして、仮設住宅の建設ということも必ず必要になってくると思われれます。そんなことを考えますと、震災前にやれることは事前にやっておく。瓦礫の仮置き場や仮設住宅の建設地などの決定、土地所有者との契約を事前に結んでおくことは、災害後の復旧を考える場合大変重要だと考えます。また、仮設住宅建設予定地の確保が可能となった場合、その後の作業を早く進めるためにも水道管の埋設などは済ませておくということも大事なことです。そのような考え、計画はあるのかどうか伺いし、つぎの質問に移ります。つぎに今の質問とも関連しますが、牟岐町の場合、緊急避難場所があっても長期の避難生活ができる所ではありませんし、その場所は少なく限られます。熊本地震での避難先での様子をマスコミが伝えていますが、夜中に「助けて〜」の叫び声が聞こえる。断水していてトイレが使えない。洗濯ができない。食器が洗えない。風呂に入れない。また、仕切りがないのでプライバシーの確保ができないなどの声。さらに車中泊を続けることによる関連死も問題になっています。本町では小中学校の教室、体育館、町民体育館なども避難場所にはなると思いますが、そこにしても教育の場であり、長くいられる場ではありません。そこで伺いますが、健康管理センターを現状のまま維持管理し、いざという時の備えとしてはどうかという質問です。現在健康管理センターは譲渡の方針のままであり町のHPにもその旨書かれています。甚大な被害、避難生活の長期化が予想される地震津波災害。一定期間の避難場所として現状のまま維持・管理するよう方針を転換すべきだと思いますが、いかがでしょうか。つぎに災害後復

旧をスムーズにするために常日頃、担当職員だけではなく可能な限り多くの職員が罹災証明発行に係われるよう訓練しておく必要があるのではないかとということです。今回の熊本の地震においても被害が広範囲であったということもあり、震災から一か月後の5月15日時点では、30市町村で計10万3477件の申請に対し、発行は21市町村3万682件にとどまっていました。罹災証明には全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊などがありますが、被災者再建支援金の受給や仮設住宅への入居、損害保険金の請求の際にも必要になります。速やかに発行しないと、建物を壊したり修理することも出来ないので復旧が進まないということになるわけです。そのような対策を考える必要があると思いますがいかがでしょうか。つぎに、災害時、アマチュア無線を有効利用できないかという質問です。災害時、一定期間広範囲にわたり停電し、その復旧には一定の時間がかかり連絡体制に問題を生じることが懸念されます。本町にもアマチュア無線免許所持者がいます。あらかじめ周波数を決めておけばハンディータイプの無線機でも近い避難所間であれば十分その役割を果たすことができますし、避難所間をつないで行けば全体に情報を伝えることは可能になるかもしれません。ぜひ、自主防災連絡会議などの場で提起していただきたいと思いますがいかがでしょうか。つぎに、ヘリポートの整備についてであります。緊急時、夜間においても離着陸が必要になる場合があるかと思えます。離着陸が迅速にしかも確実・安全に行われるようヘリポートの周りに照明を置くなど工夫が必要だと思いますが、いかがでしょうか。以上、これで防災・減災対策についての質問を終わります。つぎの質問に移ります。つぎに町おこしについてです。地方創生、町の活性化、まちづくり等々、良く似た意味の言葉だと思えますが、いろいろな言い方がされています。ただ、これは、よく言われる少子高齢化、過疎の克服、働く場の確保などはもちろん大事な課題ですけれども、決してそれだけではなく、もっともっと幅広い内容もつ概念だと思います。平たく言えば、牟岐町で暮らしたい人は暮らすことができ、しかも、牟岐町に住んで良かったと思える人生をおくれるような牟岐町をつくらうということではないでしょうか。この件については、何度か取り上げて参りました。このような牟岐町を創って行くためには行政の果たす役割は大きいのは間違いありませんが、何と云っても主役は住民のみなさんです。住民のみなさんの立ち上がりがなくして町おこしなど出来るはずがありません。したがって、これからの町おこしは、いかにして住民のみなさんの知恵と力を発揮していただくかにかかっていると思えます。その力を発揮していただく方策として、各分野で頑張っておられる方々、本町貢献の努力に光を当てること、具体的には町HPや広報で紹介する場を設けたらどうかということ。二つ目に表彰規定をもっと積極的に運用したらどうかという提案を以前にさせていただきました。町長も「頑張っておられる方に、何らかの光が当

たるよう検討したい」と答弁されていますので、引き続き努力をしていただきたいと思えます。さて、質問に移りますが、今年3月に作成の「牟岐町総合戦略」ですが、中身自体は良い内容になっていると思えますが、これを住民のみなさんと共通の目標として一緒に取り組んでいくようにするにはどうするのかということでもあります。いつかの議会でも申し上げたこともありますが、議会で議員のみなさんに話をするだけでは不十分です。たまに怒られることもあろうかと思えますし、忙しいというのもあると思えますが、もう少し住民のみなさんの所に出かけて行く努力が必要ではないでしょうか。つぎに、ここ数年、地域の住民団体による活動が活発になってきたことを町民のみなさんも感じておられると思えます。昨年度においても各種団体が地方創生支援事業の補助金を使って様々な事業に取り組んでいただきました。牟岐あんどんの会は、天草を使用した特産品の開発及び体験イベントを開催し、交流人口の増加を目標に活動しています。また、カモン牟岐は、新たな地域特産品の創造により耕作放棄地の解消と雇用の創出、交流人口の増加を目標に牟岐ビール事業に取り組んできました。その他の団体も、町おこしに通じる様々な事業に取り組んでこられています。ここに町おこしのヒント、新しい町おこしの芽があるのではないのでしょうか。ここに太陽の光を十分当て、適度な水をあげれば大きく育ち立派に花を咲かせるのではないのでしょうか。先に申し上げたように住民のみなさんの努力に光を当てるということだと思えますが、これらの団体が取り組んだ内容をお互いに発表したり、成果や問題点を共有する場を設けることにより、お互いの活動が一層豊かなものになると考えます。一年に一度は、お互いの活動を交流する場を設けるべきだと思いますがいかがでしょうか、そのことをお伺いし、つぎの質問に移ります。新聞紙上で「出羽島アート展」やスキューバダイビング事業が中止になるのではないかと報道されています。もし中止ということになれば、今後、交流人口を増やしていかなければならない本町にとって、また、事業を楽しみにして下さっている方々にとっては大変残念なことです。人間もそうですが、何事も一直線に成長するものではありません、山あり谷ありの中で不十分な点は、改善し良いものは伸ばすことによって物事は発展するものです。出来る事なら二つの事業についても、不十分な点は改善し、何とか存続させていただきたいものだと思いますが、この事業の現状と町として今後どう対応されるつもりなのかお伺いし、つぎの質問に移ります。つぎに「部落差別の解消の推進に関する法律案」についてです。ご存知ない方が多いと思えますので法案を議員のみなさん、町長、教育長にお渡ししています。国会閉会間際に衆院法務委員会に議員提案され、国会閉会とともに継続審議となっているものです。ご承知のように同対審答申に基づく特別対策は2002年3月末に終了していますが、なぜ終了したか、一口で言うと、同和地区をとりまく状況が変化し、これ以上、特別対策を続けること

は差別解消に有効でないとの判断からです。もともと特別対策法ですので、その目的を終えれば終了するのが当然と言えば当然のことです。大事なことは、差別が完全になくなったから終了したということではなく、それ以上続ければ差別解消に有効ではないとの認識です。言い換えればこれ以上特別対策を続ければ、差別解消に悪影響が出るという判断です。特別対策を終了し、一般対策に移行したというのはそのような理由からです。身近な例をあげます。私は、本町の予算審議、決算審議で毎回問題にしていますが、更新住宅の家賃の問題です。「いつまでも特別扱いは止めよ」と主張してきていますが、一部に住宅家賃月1万円の定額家賃が存在しています。町長も不合理を認めながらそのままにしていますが、これが特別対策の名残です。こんな特別な施策を続けることは決して差別解消につながりません。むしろ住民間に溝をつくり差別解消に逆行します。この実態を知っている人は「同じ人間と違うのか」と怒っています。しかし、その声を上げません。なぜか、特別対策法を根拠に長年やられてきた一部運動団体のむちゃくちゃなやり方を知っているからです。今回の法案を見ると「部落差別の解消」という言葉が随所に出てきます。そのこと自体は誰も反対する人はいないでしょう。ただ、良く見て行きますと、「地方公共団体の責務」「相談体制の充実」「実情にあった施策」「必要な教育及び啓発を行う」「部落差別に係る調査を行う」などの文言が出てきます。今までの経過を知らなければ「なるほど」「良いことだ」と思う人もいるかもしれませんが、この法律を根拠にかつてのように運動団体の乱暴な行政に対する介入が繰り返される恐れが十分ありますし、部落差別を目的とした法律を基本法として制定すれば、その被差別対象地域及び住民を法的に固定することにつながり、差別解消には有効とは思えません。このような法案は撤回すべきだと考えますが、町長、教育長のこの法案に対する感想をお伺いし、質問を終わります。

杣富議長 福井町長。

福井町長 まず、防災減災対策についてですが、備蓄食糧の現状と、想定される被害状況については、後で総務課長がお答えいたしますので、私からはそれ以外について、お答えいたします。避難道・緊急避難場所については、概ね必要数を確保出来ていると考えていますが、一部避難困難区域がありますし、緊急避難場所まで距離のある地域については、今後、引き続きより良い避難場所の整備に努めてまいりたいと考えています。また、これまでも申し上げておりますように、現在設置されている避難道・緊急避難場所についても、適切な誘導表示、あるいは夜間照明、手摺等の整備は、継続的に取り組んでまいりたいと思います。つき

に、がれき置き場、仮設住宅の建設場所の決定等についてですが、地域防災計画において、災害廃棄物の仮置場は内妻公園グラウンドとしていますが、仮設住宅の建設場所については、一応、牟岐小グラウンド、山田の残土処分場など、候補地の検討等を行っているものの、公有地のみでは必要数を確保できないため、民有地の活用も必要であると考えています。今後、町での対策だけでなく、仮設住宅の不足等に備え、広域連携による対策も含め、引き続き検討を行ってまいりたいと考えています。つぎに、健康管理センターについてですが、これまでもご説明いたしましたように、同施設は譲渡の方針で対応していますが、種々お話しあるものの現在においても、未だ購入予定者は見つかりません。したがって、議員ご指摘のように、災害時の避難所として活用する選択もありますが、災害時に使用するためには、通常は、平時から活用しておく必要があります。今後、総合的に、災害時の避難所や仮設住宅の検討を進める中で、再度、皆様方のご意見を伺ってまいりたいと思います。つぎに、罹災証明書の発行についてですが、議員ご指摘のとおり、災害時に円滑かつ迅速に罹災証明書を発行するためには、日頃から、研修・訓練を行っておく必要があると思います。現在、牟岐町では、避難訓練や避難時の炊き出し訓練等は実施していますが、これ以外の実務的な訓練は行っていません。したがって、今後、避難所開設訓練や運営訓練などと連携し行えるよう、自主防災組織の皆様とも協議し進めてまいりたいと考えています。つぎに、電話等で通信できない時のためのアマチュア無線の活用についてですが、災害時の連絡・通信手段の確保は非常に重要であると認識しており、牟岐町でも、防災行政無線、徳島県総合情報通信ネットワークシステム、衛星携帯電話等複数の通信手段の確保等に努めています。アマチュア無線についても、災害時の通信手段として、非常に有効であると考えており、大竹組のアマチュア無線クラブとも災害時の応援協定を締結しているところです。今後引き続き、アマチュア無線の活用も含め、様々な通信手段の検討や確保に努めてまいるとともに、随時、自主防災組織への普及も図ってまいりたいと考えています。つぎに、ヘリポートの整備と、夜間のヘリの離着陸についてですが、現在、ヘリポートは、大戸と出羽島にあります。その飛行の安全性を確保するため夜間対応はしていません。また、現在、海部病院が建築中ですが、災害用と医療用の2つのヘリポートを建設していただく予定になっています。しかしながら、夜間や雨中など、有視界飛行ができない状況では、電線等の障害物を回避できない危険性が高いことから、一般的には夜間飛行はしないこととされています。つぎに、町おこしについてですが、議員のご指摘のとおり、町の再生は、地元住民の立ち上がりなくしては、成し得ません。したがって、所信でも申し上げましたように、まずは、地域での取り組みが欠かせません。現在の牟岐町は、かつての8村から成り立っており、それぞれの地域には、それぞれの特色があり、歴史文化があり、

活気があったと思います。したがって、地方創生は、如何に地域の活力を取り戻すかに係っています。現在、『健康を目的とする諸活動による賑わいの創出と生涯活躍の町づくり』ということで、旧牟岐村8村の、歴史・文化を再発見し、景観の保全と、地産地消のしくみを創ろう、特産品を創ろうとの働きかけを始めています。行政で支援しますので、ウォーキング大会の開催などで、各地域に町内外の方々を呼び込み、自らが作った作物を販売し、飲食を提供するという、牟岐町版DMOを進めていただきたいと思います。そして、そのためにも、地域おこし協力隊、集落支援員、NPO法人ひとつむぎ、あるいはグリーンボード等の支援が必要であると考えています。皆が一丸となって、地域おこしに取り組めるよう、議員各位にもお知恵をいただきたいと考えています。また、教育を切り口とした町づくりでは、牟岐町の中高大学生を中心に学びの場を提供し、地域の人との交流を図りたいと考えています。地域の人々も学びにふれ、地域基礎力を上げることを目的としています。議員の皆さま方のご協力もどうかよろしくお願いしたいと思います。つぎに、牟岐町で、地方創生事業を実施した各種団体による交流会についてですが、貴重なご提言をいただきまして、本当にありがとうございます。昨年度は、牟岐町ふるさと創生支援事業により9つの各種団体が、10の事業を実施し、牟岐町の活性化のため汗を流していただきました。本当に有難く思っています。議員ご指摘のとおり、これらの取り組みをしていただいた各種団体が、自らの取り組みを公表し意見交換するため、あるいは、更なる発展・継続につなげていくために、PDCAサイクルの一部として、交流の場を設けることは、大変意義深いものであると考えています。今年度も、引き続き、ふるさと創生支援事業の実施を予定していますので、今年度事業に活かせる様、この交流の場を早期に設けたいと考えています。つぎに、「出羽島アートの今後」についてですが、出羽島アートは、平成25年3月の開催以来、大きな評判を呼び、今年で4回を重ねました。主催は、商工会ですが、町としても出来る限りのお手伝いをしてきたつもりです。しかしながら、商工会としては、人的問題と、財政的な問題から継続が難しい旨、新聞で報道され、牟岐町の方々も、今後の開催を危惧していると伺っています。牟岐町といたしましても、名物的なイベントに成長した『出羽島アート』を継続することは、過疎化が進行し、明るい話題の少なくなった牟岐町民の皆さんを元気づけるためにも、是非とも継続していただきたいと思いますので、今後、これまでの関係者の皆さんや、徳島県とも協議の上、継続に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えています。つぎに、スキューバダイビング事業、クラブノアむぎの今後についてですが、『クラブノアむぎ』のHPでは現在、7月1日より、当分の間、休業する旨記載されています。経営主体である、「株式会社ノアむぎ2000」の運営にかかる問題で、関係者の合意が得られなかったことと、実体的運営会社である(株)ネイチャーネットワーク

の経営方針によるものであると認識しています。したがって、「株式会社ノアむぎ2000」に、モラスコむぎの管理運営は指定管理でお願いしているものの、ダイビング事業の運営には、町が直接、指導監督する立場にはありませんので、ご了解いただきたいと思います。ただ、昨年12月に、牟岐大島にある『千年サンゴを守る活動』が、日本ユネスコの未来遺産に登録されたこともあり、この保全活動は、継続していく必要があります。そして、この保全活動は、「クラブノアむぎ」が主体となって行っていたこともあり、今後、出来る限り事業継続に向け、努力してまいりたいと思います。最後に、部落差別の解消の推進に関する法律案にかかる感想についてですが、同法案は、簡単に申しますと、『現在に至ってもなお部落差別が存在し、かつインターネットなど情報化が進むなかで、部落差別が新たな状況にあることを踏まえ、部落差別のない社会を実現するために、国と地方公共団体の責務を定め相談体制の充実を図り、教育と啓発を行い、実態調査を行うこと等を柱としている。』とのこと。確かに、法案提出の主旨は、大いに理解できますが、一方、これまで真摯に部落差別解消に取り組み、一定の効果上げたことから、地域人権運動の一般施策に転換し、この活動に、懸命に取り組んでおられる方もおられます。これらの人は、「2002年に同和立法は、特別対策をなお継続することは、差別の解消に必ずしも有効ではない、また、人口移動が激しい状況の中、地区あるいは地区関係者に対象を限定した施策を続けることは事務的に困難であるなどの理由で、特別対策の集結が宣言されたところであり、同法の成立は、時代に逆行するものである。そして、この法案の成立により、部落差別を永久に残すことになる」と危惧されています。また、現在でも、旧同和地区、施設、同和地区関係者への助成を継続していることにより、同和問題の解決を遅らせていると指摘されています。私は、この新しい法案が、審議中であり、十分に理解ができていませんが、今、日本は、GDPは成長を続けているものの、1000兆円を超える大きな負債をかかえており、公共事業や社会保障を実施してまいりましたが、国民生活は必ずしも豊かになっていません。生活保護の受給者も年々増加傾向にあり、厳しい生活を余儀なくされている高齢者の方々がたくさんおられます。このような中、新たな同和関係法令を制定するとのことですが、以前のような特別対策を行うことにより、新たな逆差別を生むことがないような配慮は必要であると思います。町として、再度改めて、部落を意識した施策を進めることはできないと思いますが、人間を決して差別しない旨の人権教育や啓発は、改めて強力に進めてまいりたいと思いますし、実際に、差別された方に対しては、適切な対応がとれる相談体制は必要であると考えています。

杣富議長 峯野教育長

峯野教育長 藤元議員の部落差別の解消の推進に関する法律案について、お答えします。議員ご指摘のように、「部落差別の解消の推進に関する法律案」が、今国会において成立を目指して継続審議されていると報じられています。この法律案の骨子は、「部落差別は、基本的人権を保障する憲法の理念に反して、決して許されないものとして、国及び地方公共団体は、その解消に向けた施策を講じる責務がある」とされています。また、案の段階で、法案が可決・成立すれば、具体的にどのような施策が講じられるのか、また、従来の人権教育や啓発活動にどのような影響があるのか、明らかではありません。教育委員会としましては、今後の国や県の動きを見守りながら正確な情報の収集に努めていきたいと考えています。この法案の第5条には、部落差別を解消するため、教育と啓発の実施が書かれていますが、これまでの本町の人権教育の取り組みにつきましては、平成16年度に策定された「徳島県人権教育推進方針」に基づき、すべての人の基本的人権が真に尊重される社会づくりを目指して推進してまいりました。推進方針では、人権教育において解決を目指すべき人権課題として、同和問題、女性、外国人など、14項目の個人権課題が掲げられていますが、それぞれの人権課題は、課題相互の関係において序列や軽重はないとしており、いずれの人権課題もその重要性を比較できないものとして捉えられています。教育委員会としましては、今後、法案の成り行きを注視しながら、現行の「徳島県人権教育推進方針」に基づき、学校教育や社会教育全般を通して、人権教育の枠組みの中で、同和問題をはじめ、さまざまな人権課題の解決に向けた取り組みを進めていくことが大切であると考えています。

枅富議長 宮内総務課長。

宮内総務課長 私からは、備蓄食糧・水などの確保状況、今後の予定など、想定されている地震津波が起こった場合の推定倒壊家屋及び浸水家屋数についてお答えします。まず、1点目の備蓄食糧・水などの確保状況、今後の予定ですが、牟岐町備蓄状況は、平成28年3月31日時点で食糧5,108食です。飲料水は500ml ペットボトルで13,232本です。食糧を牟岐町の6月1日現在

の人口、4,407人で割ると、一人当たり約1.1食分となります。飲料水については、牟岐町の人口で割ると、一人当たりペットボトル約3本となります。今後とも備蓄量を増やしていきたいと思っています。つぎに想定される地震津波が起こった場合の推定倒壊家屋及び浸水家屋数ですが、全半壊する家屋については、地震で1,320棟、津波で1,280棟、液状化、急傾斜地、火災で20棟、合計2,620棟を想定しています。なお、浸水家屋数については、津波で全半壊する家屋は、1,280棟と想定しています。少なくともそれ以上は浸水すると想定されます。

杣富議長 藤元議員。

藤元議員 1問目の防災、減災対策についてのところで、再問したいと思います。私の聞き間違いかも分かりませんが、罹災証明のところで自主防災組織の協力を得てやりたいというふうに言われたと思うのですが、それは可能なのでしょうか。役場の職員でなくてもできるのでしょうか。それと、ヘリコプターは夜間は降りれないからという話しですけども、緊急時ですので、おそらく自衛隊のヘリコプターも出てくるようになると思います。自衛隊の場合、照明がなくても降りられるかも分かりませんが、あえて質問の中でスムーズに安全にというふうに書いたのはそういうことなのですけども、自衛隊が援助活動をする場合、そういうふうなヘリポート、分かりやすくするようなことをやっておけば、スムーズにことが運ぶのではないかという意味でこういうふうな提案をさせてもらったのです。先ほど総務課長が話されましたけども、浸水戸数がかなり広くて、例えば、仮設住宅なんかを建てるとすれば、かなり広い面積がいるということで、先ほどの町長の答弁では、まだしっかり決まっていないという話しでした。質問の中で言いましたけども、震災が起きてからするということになる、程度にもよりますが、もの凄い混乱状態になりまして、なかなかそこは話しすることもできないとかいうことになりますので、これは早め、早めに、先ほど公共の土地のことを言われましたけど、個人の所有者の方ともそういう話しをきちっと決めておかないと大変なことになると。熊本の例なんかを見てもそうですけど、そういうことなので、迅速にそれはやっ

ておいた方がいいのではないか。健康管理センターについてもあれだけの避難所確保、新たに造るとなったら大変なことだと思うので、維持管理する方がずっと安くつくと思いますので、この際、譲渡という方針を改めて、常日頃何らかの行事に使うとかしながら維持管理していくというのが正解ではないかと思っておりますので、そこらをもう一度、答弁していただけたらと思っております。部落差別のことにつきまして、感想ですので、別にどういう感想を言っていたでもいいと思うのですが、実は内妻の田休みのときに講師に来ていただいて、映画を見せていただいたのですが、よく言われるのが差別落書きがあるとか、よく言われることなのですが、実は、よく考えないといけないのは、何を目的として書いているのかということで、確かにそういう差別意識を持って書く人もいますが、逆に今までもありましたけども、行政に対する要求、そういうことをするのにわざと書いたという例もあるわけで、そういうことなので落書き自体は消して、悪質な場合は、警察に器物損壊ということで法的な手段を取れば、それはそれでいいのではないかというふうに思います。ネットに関してもそういう差別的な表現を放置していく、サーバーの方に問題があるわけで、今、そういうことを取り締まれる法律もできつつあるので、そこらは解決できる問題ではないかと、ですので、そのことを捉えて新たに、また、基本法を作るとするのは、先ほど町長からもお話しにもありましたが、今の時代にあっていない。調査をすると言っても法律の中には調査も含まれているのですが、この地域は被差別部落で、この人は同和地区出身だとか、そういう調査をするということは、そういうこともしなければいけないということで、新たな人権侵害を生み出すという、現時点では、そういう可能性もあるので、それは、おそらくこういう法律が通ったら、どうなるかということは、職員の皆さんがおそらく一番よく知っていると思っておりますので、言うべきときは、はっきりとものを言って、おかしいことはおかしいという立場をぜひ貫いて欲しいというふうに思います。少しとりとめもない話しをしましたが、先ほどのヘリコプターの件と仮設住宅を造るのに、かなり広い面積があるので、健康センターのことも含めて早めに対応すべきではないかと。それと、罹災証明の件、その

3件について再問します。

杣富議長 福井町長。

福井町長 まず、罹災証明のことですけど、確かに私の説明が悪かったと思いますが、通常、防災、災害対応につきましては、自主防災組織の方々と連携してというつもりで、情報を共有しながらという意味で申し上げていますので、アマチュア無線のところでも自主防災組織の方とというふうなことも申し上げたと思うのですが、そういうことです。それから、ヘリの夜間飛行につきましては、確かに本当の災害時に自衛隊がヘリで来られるということも想定はされると思います。ただ、これが夜間に来られる場合、若しくは、霧が出ているとき、雨が降って視界が不良な場合に来られるということになってきたら、危険をおかしてということになりますので、一般的な飛行としてはないということであって、その対応もどこまでできるかというのは、今後、十分検討していくべきだと思うのですが、県の方でもそういうふうな検討をしていると聞いています。それと、仮設住宅用地の建設について、広大な土地が必要なので、健康管理センターも使ったらどうかというご意見ですが、確かに私もそのとおりだと思っています。町が管理していく場合、施設、建物を管理していくというのは、非常にコストが、お金がかかるのです。できましたら、普段は民間の方が使っていて、災害時にお貸ししていただけると、そういうふうな理想系を追っているところでも、確かに難しいところがあるかもわかりませんが、例えば、少年自然の家なんかであれば、県と災害時応援協定を結んでいますので、土地、施設とも災害時には貸していただけるということになるのですが、できるだけ町の負担が少ないようにということで検討してまいりたいと思いますし、災害時には対応できないというふうなことのないようにやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

杣富議長 藤元議員。

藤元議員 細かいことで申しわけないのですが、罹災証明、役場の職員でなくても自主防災、一般の人でも、それはできるのですか。

福井町長 それはできません。

藤元議員 協力していただけるということはできるのですか。

福井町長 情報共有です。こういうことで罹災証明が必要ですよというふうな。

藤元議員 実際にするのは、役場の職員でしょ。

福井町長 そうです。

藤元議員 一般の人にはできないですね。自主防災組織の人に手伝ってもらおうような感じで言われたように思ったので、細かいことですが、とにかくその日は大変なことになると思いますので、ぜひ、それまでやれることはやって欲しいというふうに思っています。

杣富議長 以上で通告のまいでございました方の一般質問は全て終わりました。これで一般質問を終わります。